

○養父市日本一へのまちづくり宣言条例

平成 30 年 3 月 13 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、養父市発足から 15 年を迎え、まちづくりが創生期から成長期へと推移していく段階において、市が目指すべきまちの姿を宣言し、市民、議会及び市が実現に向けて協働していくことを目的とする。

(宣言)

第 2 条 市は目指すべきまちの姿として、次の各号を宣言する。

- (1) 日本一 農業をしやすいまち
- (2) 日本一 子育てをしやすいまち
- (3) 日本一 福祉が充実したまち

(推進)

第 3 条 前条に掲げる宣言は、養父市まちづくり基本条例(平成 21 年養父市条例第 2 号)に基づく市民、議会及び市の協働により推進する。

(周知)

第 4 条 市は、市民や議会と協働し、第 2 条に掲げる宣言を広く市内外に周知するよう努めなくてはならない。

附則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○広島市平和推進基本条例

令和 3 年 6 月 29 日条例第 50 号

昭和 20 年 8 月 6 日、人類史上最初の原子爆弾が広島に投下され、広島の街は一瞬にして焦土と化し、壊滅、焼失した。当時、広島には約 35 万人の人々がいたと考えられているが、同年末までに約 14 万人が死亡したと推計され、生き残った人々も、急性障害だけでなく、様々な形の後障害に苦しめられている。

さらに、被爆者に対する結婚・就職等での差別により、後に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の適用を受けることが困難になるなどの被害もある。また、放射性物質を含んだ黒い雨による被害の議論は、いまだに続いている。

廃墟の街となった広島は、「75 年間は草木も生えぬ」と言われたが、堪え難い悲しみと苦しみを乗り越えて復興に立ち上がり、広島平和記念都市建設法の制定を実現させ、市民の英知とたゆまぬ努力、国内外からの温かい援助などにより、めざましい復興・発展を遂げていった。

本市は、被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」との思いから、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願うヒロシマの心の共有を訴えてきた。さらに、国内外の多くの人々に、原子爆弾による被爆の実相に触れてもらうため、広島平和記念資料館や原

爆ドームへの来訪を推進するとともに、放射線被ばく医療に対しても国際貢献をしてきた。

また、被爆者の壮絶な体験と平和への思いを後世に伝えるため、被爆体験の継承及び伝承を行ってきた。

しかしながら、被爆から 75 年が過ぎ、被爆者の高齢化が一段と進み、被爆体験を直接聞き知る機会が失われつつある。また、市民による平和の推進に関する活動の担い手が高齢化し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えることが難しくなっている。今では、昭和 20 年 8 月 6 日に何が起こったか、知らない子どもたちもいる。

今日、核兵器の廃絶に向けては、核兵器禁止条約の発効など、世界的にその機運は高まっているものの、実現までにはいまだ多くの課題がある。

私たち広島市民は、こうした現実を踏まえ、昭和 20 年 8 月 6 日の惨状と復興への道のりを伝え残し、世界に対して、行政を始め各界各層の多くの人々と共に「絶対悪」である核兵器を廃絶するために積極的に声を上げ、行動し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に努めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、平和の推進に関し、本市の責務並びに市議会及び市民の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、平和の推進に関する施策を総合的かつ継続的に推進し、もってヒロシマの心である核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、かつ、戦争その他の武力紛争がない状態をいう。

(本市の責務)

第 3 条 本市は、平和の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市議会の役割)

第 4 条 市議会は、本市の平和の推進に関する施策に関し、その機能を最大限に発揮するとともに、長崎市議会等と連携し、平和の推進に関する活動を行うものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、平和の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(平和記念日)

第 6 条 本市は、人類史上最初の原子爆弾が投下された昭和 20 年 8 月 6 日を世界平和樹立への礎として永久に忘れてはならない日とし、原子爆弾による死没者を追悼するとともに世界恒久平和の実現を祈念するため、毎年 8 月 6 日を平和記念日とする。

2 本市は、平和記念日に、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式を、市民等の理解と協力の下に、

厳粛の中で行うものとする。

(平和の推進に関する施策)

第7条 本市は、平和の推進に関し、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、国内外の都市等との連携を図るための施策
- (2) 市民等が、原子爆弾による被爆の実相への理解を深めるとともに、平和について考え、平和の推進に関する活動を主体的に行うよう、平和意識の醸成を図るための施策
- (3) 原子爆弾被爆者の体験及び平和への思い(以下この号において「被爆体験」という。)を世界に広め、かつ、これらを次世代に確実に伝え続けるよう、被爆体験の継承及び伝承を図るための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、平和の推進を図るために必要な施策

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、平和の推進に関する施策の実施状況を市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 本市は、平和の推進に関する施策を総合的かつ継続的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任規定)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 広島市役所事務休停日条例(昭和22年7月31日広島市条例第14号)は、廃止する。

○八幡浜ちゃんぼん振興条例

平成26年9月24日条例第64号

(目的)

第1条 この条例は、歴史的に海上交易が盛んな港町であり、商業都市として発展してきた八幡浜市(以下「市」という。)の食文化と、海を渡って伝わった全国各地の食文化を、進取の気質を持つ先人達が融合させ誕生したと言われる市の代表的な郷土食の「八幡浜ちゃんぼん」の普及促進を通して、市民が市の良さを認識し、郷土への愛着及び市の知名度向上を図り、もって地域振興に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、八幡浜ちゃんぼんを地域資源として最大限に活用し、地域振興に努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 八幡浜ちゃんぼんに関連する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、八幡浜ちゃんぼんの消費拡大、サービスの向上及び情報発信を通して、八

幡浜ちゃんぼんの普及促進と継承に努めるものとする。

(八幡浜市議会の役割)

第4条 八幡浜市議会(以下「市議会」という。)は、市民の代表として第2条に掲げる取組について、市民の先頭に立って推進するよう努めるものとする。

2 八幡浜市議会議員は、おもてなしの心を持って八幡浜ちゃんぼん締め等を行うことにより、八幡浜ちゃんぼんの普及に努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者が行う八幡浜ちゃんぼんを通じた地域振興の取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(次世代への伝承及び郷土愛の醸成)

第6条 市、事業者、市議会及び市民は、八幡浜ちゃんぼんを次代を担う子どもたちに伝承することにより、子どもたちが市に愛着と誇りが持てる取組に努めるものとする。

2 市、事業者、市議会及び市民は、八幡浜ちゃんぼんの魅力を市内外へ広く発信することにより、市の知名度の向上を図り、市出身者の郷土への思いに応えることができるよう努めるものとする。

(連携及び協力)

第7条 市、事業者、市議会及び市民は、八幡浜ちゃんぼんによる地域振興事業に関する取組に関し、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

(八幡浜ちゃんぼん記念日)

第8条 この条例に定める目的を達成するため、市が設置された3月28日を八幡浜ちゃんぼん記念日とする。

附則

この条例は、平成26年11月11日から施行する。

○「WE LOVE とよた」条例

私たちのまちは、多様な魅力にあふれたまちです。それは、豊かな自然とその恵み、栄えある歴史と受け継がれてきた伝統、世界に誇るものづくりの技術や技能、盛んな芸術やスポーツ、市民の活発な活動、多くの人々を受け入れ認め合う風土、都市部と山村部の共存と交流などです。

私たちは、その魅力に改めて気付き、共に絆と信頼を深めながら、愛情と誇りを持って行動し、魅力にあふれたまちを次の世代に引き継いでいきたいと願っています。

そして、人や地域が優しさでつながり、多様な楽しみを尊重し分かち合うことで、誰もが幸せを感じる「わくわくする世界一楽しいふるさと」を目指していきます。

私たちは、こうしたことを「WE LOVE とよた」の取組とし、持続可能なまちを実現するために、このまち

に関わる全ての人々と共に推進していくことを決意し、この条例を制定します。

(基本理念)

第1条 私たちは、次に掲げる事項を「WE LOVE とよた」の取組の基本とし、自らの意思で行動していきます。

- (1) 互いを尊重しながら、とよたの魅力を自由に楽しみます。
- (2) とよたの魅力を周りの人々に伝え、共に楽しみます。
- (3) 互いに協力しながら、とよたをもっと楽しくします。

(行動計画)

第2条 私たちは、「WE LOVE とよた」の取組を推進していくために、次に掲げる事項について行動計画を作ります。

- (1) とよたの魅力を知り、これを暮らしに取り入れ、発信し、高めていくこと。
- (2) 「WE LOVE とよた」の取組への理解と共感の輪を広げていくこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行します。(条例の見直し)
- 2 私たちは、第8次豊田市総合計画の実践計画の期間を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。

○鯖江市民主役条例

平成22年3月26日条例第1号

鯖江の地には、先人の礎のもと育み築かれた歴史、伝統、文化、産業、そして豊かな自然とすばらしい環境があります。

地域社会の在り方や生活のスタイルが多様化する中、これらの貴重な宝を受け継ぎ、更に新たな価値を加えることで、住みたい、住んでよかつたと思える鯖江を創造し、子や孫たちに手渡していかなければなりません。

わたしたち(市民および市をいう。以下同じ。)は、市民一人ひとりの前向きな小さな声を集め建設的な大きな声とすることにより、思いを一つにし、ふるさとの再生に向けて喜びや痛みを共有、共感できるまちづくりを目指していきます。

ここに市民の参加と協働で、未来への夢と希望が広がる鯖江をつくるために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民が市政に主体的な参加を果たし、未来に夢と希望の持てる鯖江の実現に向け、市民と市が共に汗を流すという意志と、それを実現

するために市の施策の基本となる事項を定めることにより、自分たちのまちは自分たちがつくるという市民主役のまちづくりを進めることを目的とします。

(基本理念)

第2条 わたしたちは、まちづくりの主役は市民であるという思いを共有し、責任と自覚を持つて積極的にまちづくりを進めます。

2 わたしたちは、まちづくりの基本は人づくりであることを踏まえ、それぞれの経験と知識をいかし、共に学び、教え合います。

3 わたしたちは、自らが暮らすまちのまちづくり活動に興味、関心を持ち、交流や情報交換を進めることで、お互いに理解を深め、協力し合います。

4 市は、協働のパートナーとしてまちづくりに参加する市民の気持ちに寄り添い、その意思を尊重するとともに、自主自立を基本とした行政運営を進めます。

(ふるさと学習)

第3条 わたしたちは、ふるさとを愛する心を育むとともに、先人から受け継いだ郷土の歴史、伝統、文化、産業、自然、環境等を、自ら進んで学ぶふるさと学習を進めることにより、家庭、地域、学校が連携しながら、子どもも大人も一緒に人づくりに努めます。

(鯖江ブランド創造)

第4条 わたしたちは、ふるさと学習で学んだ成果を基に、これらをふるさとの宝として更に磨きをかけることにより、自信と誇りの持てる鯖江ブランドをつくり出し、鯖江らしさを全国に発信するとともに、市民主役のまちづくりにいかすよう努めます。

(ふるさと産業)

第5条 わたしたちは、地元で作られた農林商工業の産品を、業種や産業を越えて鯖江ブランドとして磨き上げ、競争力と発信力のあるふるさと産業をつくり出し、活性化するよう努めます。

(地産地消)

第6条 わたしたちは、魅力あるふるさとの産品を率先して流通を図り、利活用することで、産業全体の地産地消を進め、ふるさと産業の活性化やまちの活力を産み出す運動に取り組むよう努めます。

(地域づくり)

第7条 市民は、市民主役のまちづくりの基盤である地域の個性をいかすとともに、世代、性別等を越えたさまざまな立場の人々が助け合い支え合いながら、継続して活動していくことのできる自主自立の地域づくりに努めます。

(ボランティア、市民活動)

第8条 市民は、まちづくりの主役として光り輝きながら、さまざまな地域課題に対応するボランティアや市民活動に積極的に参加するよう努めます。

(情報の集約、発信)

第9条 わたしたちは、市民主役のまちづくり施策を

効果的に進めるため、ふるさと産業、地域づくり、ボランティア、市民活動等それぞれの分野で情報を集約し、広く発信していくための仕組みづくりや拠点づくりに努めます。

(市民と行政の情報共有)

第10条 市は、積極的な情報公開や情報提供の運用を進めるとともに、パブリックコメント、審議会、タウンミーティング、ワークショップ等を通じ、市民との間で情報の共有化、活用を図るよう努めます。

(市民参画)

第11条 わたしたちは、市民自らが誇りややりがいを持って、市政や地域経営に直接携わることができるような仕組みづくりを進めることで、まちづくりの計画からその実施、評価までの各段階に応じ、継続した市民参画を実現するよう努めます。

(条例の自己点検、見直し)

第12条 わたしたちは、市民の意識や社会の変化に応じて、自主的にこの条例の自己点検や見直しを行うよう努めます。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○辰野町ホタル保護条例

平成15年3月17日条例第6号

(前文)

辰野町のホタルは、大正15年に長野県天然記念物に指定され、昭和35年には下辰野地区の松尾峡一帯が「辰野のホタル発生地」として長野県天然記念物に指定されている。昭和60年4月には「げんじ蛍」が町の特別シンボルに選定され、美しい自然を守ろうとする町民の願いが表現されている。

辰野町では町内全域にゲンジボタルやヘイケボタルの生息が確認され、生息数も増えつつある。辰野町はホタルを生かした町づくりに努め、その重点事業として平成元年度から「辰野ほたる童謡公園」の整備を進めてきている。

私たちは、辰野町環境基本条例の理念に基づき、ホタルの保護をとおして、恵まれた自然を保全し後世に引き継ぐため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ホタルの保護について、町及び町民等(町民、滞在者、旅行者及び町内で事業活動を行うすべての者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、ホタルの保護を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、ホタルと人との触れ合える自然環境を保全し「ほたるの里・辰野町」実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、ホタルにとって良好な自然環境を保全

するために、必要な施策を実施するとともに、町民等に対し水質汚濁の防止等、ホタルの保護について広く啓発活動に努めるものとする。

(町民等の責務)

第3条 町民等は、ホタルが生息する良好な自然環境を愛護し、生活や事業活動においてホタルの保護に支障をきたす行為の防止に努めるとともに、本条例の目的達成のために町が実施する保護育成に協力しなければならない。

(捕獲の禁止)

第4条 町民等は、ホタル(卵から成虫までのすべての形態のものを含む。)及びカワニナを捕獲してはならない。

2 前項の規定は、町長の許可を得て行う次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 保護増殖のための調査研究

(2) 環境教育のための教材利用

(配慮事項)

第5条 町民等は、町内全域において、河川、水路等を汚濁してホタルが生息する自然環境を破壊することのないよう配慮しなければならない。

2 ホタルが生息する河川、水路の工事等を施工する場合は、自然環境に配慮した工法を検討しなければならない。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反したものは、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成21年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以降の行為から適用し、この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○柳川市掘割を守り育てる条例

平成19年3月27日条例第6号

私たちが住む柳川市は、総延長がおおよそ930キロメートルにも及ぶ大小の掘割が網の目のように巡り、独特な水郷風景を形成している。この掘割は現代に残された歴史的な文化遺産であり、それが持つ独特な情緒は詩聖・北原白秋の詩歌の母体ともなった。

掘割は、水をためることにより、降り過ぎた雨水を一時遊ばせて内水はん濫を防いだり、農業用水や防火

用水等に利用されたりして生産や市民生活と直接にかかわる重要な役割を担っている。この掘割は、先人たちが風土の悪条件と闘い、水と共生していくなかで形成された貴重な柳川市の歴史的財産である。

これまで柳川市では、様々な施策を実施して掘割保全の努力を続けてきたが、近年の社会経済活動の拡大や都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、柳川市においても生活排水や事業所排水等による掘割の水質汚濁や景観の変ぼうが進行している。さらに、掘割の水が流れ込む河川や海など周辺環境への影響も懸念されている。

言うまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな水環境を享受する権利を有すると同時に、こうしたかけがえのない水環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務と使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び市が一体となって、美しい柳川市の掘割を守り育て、市民が誇り得る郷土を育てることを決意し、水の憲法ともいえるこの条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、柳川市の良好な水環境を保全し、及び創造することにより、柳川市独特の掘割を生かしたまちづくりを進め、もって現在及び将来の市民の快適で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 掘割 市内を流れるすべての水路(クリーク)をいう。
- (2) 水環境 掘割とその周辺の環境及び景観をいう。
- (3) 市民等 市民及び本市に滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内で行う事業について、自ら実施するもの又は契約により実施するものをいう。

(責務)

第3条 市、市民等及び事業者の三者は相互に協力し、それぞれの責任と自覚を持って掘割を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。

(1) 市の責務

- ア 市は、良好な水環境の保全及び創造に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施しなければならない。
- イ 市は、掘割の現状に影響を及ぼすと考えられる施策を策定し、実施しようとする際には、水環境の保全について配慮しなければならない。
- ウ 市は、水環境の保全を妨げるような行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

(2) 市民等の責務

市民等は、良好な水環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(3) 事業者の責務

- ア 事業者は、その事業活動を行うに当たって、良好な水環境を破壊しないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- イ 事業者は、市が実施する良好な水環境の形成に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(適用区域)

第4条 この条例は、柳川市全域について適用するものとする。

(掘割の日)

第5条 市長は、市民の水環境保全についての関心と理解を深め、市民参加による水環境保全活動の意欲を高めるため、「掘割の日」を設ける。

2 掘割の日は、5月の第4日曜日とする。

3 市、市民等及び事業者は、掘割の日の趣旨にふさわしい事業を掘割の日又はその前後の一定期間に実施するよう努めなければならない。

第2章 水環境保全に関する基本的施策

(水質の保全)

第6条 市長は、生活排水等による掘割への負荷を軽減するために必要な施設の整備、生活排水対策の調査及び立案並びに啓発その他必要な施策の実施に努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、市が実施する施策に協力し、自らも生活排水や事業所排水等による掘割の水質の汚濁に対し必要な対策を講ずるとともに、良好な水質を保全するため、次に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 生活排水や事業所排水等を掘割に排出するときは、浄化槽、ためます等により浄化して排出すること。
- (2) 調理くず、廃食用油等の処理を適正に行うこと。

3 何人も、柳川市用排水路管理条例(平成17年柳川市条例第126号)第4条に掲げる禁止事項を行ってはならない。ただし、同条中「水路」とあるのは、「掘割」と読み替えるものとする。

(流水の確保)

第7条 市長は、良好な水環境を保全するため、矢部川及び筑後川流域との交流と連携による相互理解並びに協力によって流水の確保に努めなければならない。

(親水性の確保)

第8条 市、市民等及び事業者は、護岸や柵など掘割の現状に影響を及ぼす施策を実施する場合は、日常

的に水と親しめるような場所の確保に努めなければならない。

(景観の保全と創造)

第9条 市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、水郷情緒に満ちた景観の保全及び創造のため、次に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 塀は生け垣で緑化するなど良好な景観を形成すること。
- (2) 護岸工事を行う場合は、安全に配慮しながら、可能な限り自然石等を用い、周辺を緑化すること。
- (3) 生活排水や事業所排水等を掘割に排出する場合は、排水管を水面下に設置すること。

(自然環境の保全)

第10条 市、市民等及び事業者の三者は、相互に協力して、掘割及びその周辺の希少な動植物を将来の世代に継承していくため、掘割を愛護し、自然環境の保全に努めなければならない。

- 2 前条第2号の護岸工事を行う場合は、可能な限り生態系を壊さず、自然と共生できる工法を用いるよう努めなければならない。

(公共的施設の整備)

第11条 市長は、下水道や水利施設の整備その他水環境保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、親水公園等の整備その他の良好な水環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境管理体制の整備促進)

第12条 市長は、水環境の保全及び創造に関する施策(以下「水環境に関する施策」という。)を総合的に調整し、かつ、計画的に推進するために必要な体制を整備強化しなければならない。

- 2 市長は、水環境に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民等、事業者及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めなければならない。

(掘割を中心とする環境教育の振興)

第13条 市は、市民等及び事業者が掘割に対する関心を高め、水環境の保全についての理解を深めるとともに、活動を行う意欲が促進されるように、教育及び学習の促進を図るものとする。

- 2 市は、特に児童及び生徒に対して、掘割を中心とする環境教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動の推進)

第14条 市長は、市民等及び事業者が自発的に行う緑化活動及び水環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市長は、前2条の規定を推進するため、環境

の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市長は、良好な水環境に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係行政機関との連携)

第17条 市長は、良好な水環境に関する施策を推進するため、関係市町村等との連携を図るとともに、必要に応じ、国及び県に対して協力を要請するものとする。

第3章 審議会等

(審議会の設置及び所掌事務)

第18条 市長は、この条例の推進に関する重要事項を調査及び審議するため、柳川市掘割を生かしたまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、この条例の推進に必要な事項を調査及び審議し、市長に提言するものとする。
- 3 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要と認めるときは、市長に対し、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(柳川市掘割を守り育てる条例の廃止)
- 2 柳川市掘割を守り育てる条例(平成10年柳川市条例第27号)は、廃止する。

○禱原町森林づくり基本条例

平成12年9月19日条例第8号

緑深き山々に囲まれた町に住む私たちは、遠い昔から計り知れないほどの恩恵を森林から受けながら生活を送り、山の民としての伝統文化を築き上げてきた。

森林は、禱原町の基幹産業である林業を支え、四万十川にきれいな水を安定的に供給し、急峻な地勢のもとで山崩れを防ぎ、民俗文化を育むとともに、森林独自の生態系を形成して数多くの野生生物を生息させ、人々の保健・文化・教育に大きく寄与してきた。更には、人類共通の課題である地球の温暖化防止や地球環境の保全に大きな役割を果たしている。

禱原における森林は、自然的、経済的及び社会的資源として極めて重要な位置付けとされてきたことから、先人は、森林を利用するとともに生態系をより豊かにするための管理を行うなど、森林を常に良好な状態で保ち続ける努力を積み重ねてきた。

しかし、近年、私たちは、先人が進めた明治時代の

「不要公課村構想」や、戦後の乱伐による荒廃した山を甦らせ、ふるさとの繁栄を願った「植樹栄郷」といった森林との関係や山の民としての心を忘れ、木材を始めとする林産物によって森林から受ける経済的利益を第一義として森林の価値を考えてきた。

今、私たちは、山の民としての自覚を新たに、先人が築いてきた森林との共生関係を見直し、森林の有する多様な機能を重視した森林づくりを行うことにより、かけがえのない森林を健全な状態で後世に継承していかなければならない。

ここに、橿原町が目指す森林づくりの理念と基本方向を明らかにし、将来にわたって豊かな森林の維持とより豊かで住み良い町づくりを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、橿原町における森林づくりに関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定めること等により、超長期にわたる森林経営を目指した森林づくりに関する施策の推進を通じて将来にわたり豊かな森林を維持し、もってより豊かで住み良い町づくりを実現することを目的とする。

(森林の有する機能の高度発揮)

第2条 森林は、木材その他の林産物を供給する経済的な機能(以下「経済的機能」という。)のほか、水源のかん養、国土の保全、自然環境の保全、文化の伝承、保健休養の場の提供、教育への寄与、地球温暖化の防止、良好な景観の形成等の多様な機能(以下「多様な機能」という。)を有しており、町民の生活及び経済の安定に重要な役割を果たしていることにかんがみ、将来にわたって、これらの機能が適切かつ十分に発揮されなければならない。

(林業の持続的な発展)

第3条 林業については、その経済的な側面により多くの森林が保全されていることにかんがみ、将来にわたって森林の有する経済的機能及び多様な機能が適切かつ十分に発揮されるよう、森林生態系の保全に配慮した適切な経営管理により、その持続的な発展が図られなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、第2条及び前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、橿原町に存する民有林について、森林づくり(森林について、自然的、経済的及び社会的資源として持続的に利用し得るよう保全し、又は管理することをいう。以下同じ。)に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、橿原町における森林及び林業に関する情報の提供等を通じて、町民はもとより町外の人々が

基本理念に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第5条 橿原町における森林づくりに関係する全ての事業者は、森林づくり及びこれに関連する活動を行うに当たって、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(町民の役割)

第6条 町民は、基本理念に関する理解を深め、橿原町における森林づくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(森林の存する土地を取引しようとする者の努力)

第7条 森林の存する土地を取引しようとする者(町民、森林づくりに関する全ての事業者を含む。)は、基本理念に基づく町の施策の円滑な推進に協力するとともに、その施策推進に支障を及ぼすことのないよう町への情報提供に努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 森林の有する機能の高度発揮に関する施策
(森林の有する経済的機能の高度発揮)

第8条 町は、森林の有する経済的機能の高度発揮を図るため、木材その他の林産物が町内で加工され、利用されることを促進する施策を講ずるとともに、木材その他の林産物の生産に関する森林の整備の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(森林の有する多様な機能の確保)

第9条 町は、森林の有する多様な機能を確保し、及びその機能を総合的に向上させることを促進する施策を講ずるものとする。

2 町は、森林の有する多様な機能が特に重要と認められる森林について、森林所有者及び町民の協力を得て多様な機能を発揮させるための支援を行うこと等により、必要な施策を講ずるものとする。

(森林生態系の保全)

第10条 町は、時代とともに希少性が増している橿原町の森林における生態系の重要性にかんがみ、その保全を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(適切な森林管理)

第11条 町は、将来にわたって森林の有する経済的機能及び多様な機能がより高度に発揮されるよう、森林ごとに適切な管理を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第2節 林業の持続的な発展に関する施策

(林業の基盤整備)

第12条 町は、橿原町の森林の特性を生かしつつ、林業の生産性の向上を図るため、生産基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第13条 町は、橿原町の森林において林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、林業者の林業

技術及び経営能力の向上、新たに就業しようとする者に対する林業の技術及び経営方法の修得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 森林づくり会議

(森林づくり会議の開催)

第14条 町長は、森林づくりに関する施策を円滑に推進するため、必要に応じて森林づくり会議を開き、事業者及び町民の意見を聴くものとする。

(委任)

第15条 森林づくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成20年条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成23年条例第24号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○鶴田町朝ごはん条例

平成16年3月22日鶴田町条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、鶴の里健康長寿の町宣言に基づき、米文化の継承を通して正しい食習慣の普及と健康増進を図るため、鶴田町における朝ごはん運動(以下「朝ごはん運動」という。)についての基本方針を定め、併せて町長、町民、関係機関及び関係団体等の責務を明らかにすることにより、総合的かつ計画的に運動を推進し、もって、21世紀の健康長寿目標を達成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 町長は、次の各号に掲げる事項を基本方針として、町民、関係機関及び関係団体と一体となって朝ごはん運動を推進するものとする。

- (1) ごはんを中心とした食生活の改善
- (2) 早寝、早起き運動の推進
- (3) 安全及び安心な農産物の供給
- (4) 鶴田町において生産された農産物の当該地域内における消費(以下「地産地消」という。)の推進
- (5) 食育推進の強化
- (6) 米文化の継承

(推進本部の設置)

第3条 町長は、朝ごはん運動を総合的かつ計画的に推進するため、鶴田町朝ごはん運動推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

- 2 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は町長をもって充て、副本部長は鶴田町

議会議長、つがるにしきた農業協同組合理事のうちから町長が指名する者、鶴田町商工会会長その他町長が任命する者をもって充てる。

4 本部員は、関係機関及び関係団体等の代表者のうちから町長が任命する者をもって充てる。

5 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する基本方針に係るガイドラインの策定
- (2) 朝ごはん運動を推進するための鶴田町朝ごはん運動実施計画(以下「実施計画」という。)の策定
- (3) 実施計画の進行管理
- (4) 朝ごはん運動推進に係る施策の総合的な調整

(ガイドラインの策定)

第4条 推進本部は、朝ごはん運動の推進を図るため、第2条各号に掲げる基本方針に係るガイドラインを策定するものとする。

2 第2条第1号に掲げるごはんを中心とした食生活の改善に係るガイドラインは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ごはんを中心とした食生活の推進に関する事項
- (2) 家庭での食に対する理解の促進に関する事項
- (3) 安全な食品を選択するために必要な正しい知識の習得の支援に関する事項

3 第2条第2号に掲げる早寝、早起き運動の推進に係るガイドラインは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 規則正しい生活習慣の促進に関する事項
- (2) 就寝及び起床の標準時間に関する事項

4 第2条第3号に掲げる安全及び安心な農産物の供給に係るガイドラインは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 農薬等の適正な使用及び管理の徹底に関する事項
- (2) 農産物の生産履歴の記帳に関する事項
- (3) 食品表示の適正化の推進に関する事項
- (4) 環境にやさしい安全及び安心な農産物の生産体制の強化に関する事項
- (5) 食品の安全及び安心に係る消費者への情報提供に関する事項

5 第2条第4号に掲げる地産地消の推進に係るガイドラインは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地産地消の推進体制の整備に関する事項
- (2) 町民による鶴田町において生産された農産物(以下「地場産品」という。)の積極的使用に関する事項

(3) 地場産品を使用した学校給食の推進に関する事項

(4) 町長、関係機関及び関係団体が行う事業における、地場産品の積極的使用に関する事項

6 第2条第5号に掲げる食育推進の強化に係るガイドラインは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食に関する様々な体験及び体感による学習の推進に関する事項

(2) 教育関係者の食育学習の推進に関する事項

(3) 学校給食を通じた食育の推進に関する事項

(4) 国際交流による食育の推進に関する事項

7 第2条第6号に掲げる米文化の継承に係るガイドラインは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 米の生産者と消費者との交流の促進に関する事項

(2) 伝統的な米文化の継承の推進に関する事項
(町長の責務)

第5条 町長は、ガイドラインを遵守し、実施計画に基づく施策を実施するとともに、実施計画が総合的かつ効果的に推進されるように、町民、関係機関及び関係団体と相互に連携を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、この条例の目的達成のため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体若しくはこれに準ずる法人等に対し、協力を要請するものとする。

3 町長は、実施計画の進行管理を行うため、一定期間を定めて実施計画の進捗状況を把握する調査（以下「進捗状況調査」という。）を行うものとする。

(関係機関の責務)

第6条 関係機関は、その果たすべき役割を踏まえ、その責任を十分に自覚し、主体的かつ積極的に朝ごはん運動に取り組むものとする。

2 関係機関は、ガイドラインを遵守し、実施計画に基づく朝ごはん運動推進のための事業を実施するものとする。

3 関係機関のうち教育機関にあつては、前2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 教育の場を通じた、朝ごはん運動の拡大及び定着を図るための教育

(2) 町長が行う進捗状況調査への協力

(関係団体の責務)

第7条 関係団体は、朝ごはん運動に関する関心を高め、理解を深めるため、基本方針にのっとり、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、朝ごはん運動に関する活動を自ら進んで行うよう努めるとともに、ガイドラインを遵守し、実施計画に基づく朝ごはん

運動推進のための事業を実施するものとする。

(保護者の責務)

第8条 父母等の保護者は、朝ごはん運動における第一義的責任を有している家庭が果たすべき役割を踏まえ、その責任を十分に自覚し、主体的かつ積極的に子どもの朝ごはん運動の推進に関する活動に取り組むものとする。

(町民の責務)

第9条 町民は、ガイドラインを遵守し、朝ごはん運動についての理解を深め、自ら健康な食生活と、食習慣を身につけるよう努めるとともに、相互に協力して朝ごはん運動を推進するものとする。

2 町民は、町長、教育機関及び関係団体がこの条例に基づき実施する朝ごはん運動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民は、町長が行う進捗状況調査に積極的に協力するものとする。

(意識の高揚)

第10条 町長は、町民、関係機関及び関係団体が、自主的に朝ごはん運動に取り組むよう意識の高揚に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鶴田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年鶴田町条例第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成19年条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○弘前市りんごを食べる日を定める条例

平成19年3月23日弘前市条例第8号

(趣旨)

第1条 当市が日本一のりんご産地であることの市民の意識を高め、りんごに対する愛着と誇りを醸成し、もって弘前産りんごの地元における消費の拡大を図るため、弘前市りんごを食べる日を設ける。

(弘前市りんごを食べる日)

第2条 弘前市りんごを食べる日は、毎月5日とする。

(市の取組)

第3条 市は、第1条の趣旨を広く普及するための取組を行うものとする。

2 市は、前項の取組を行うに当たっては、市内のりんご関係団体等と連携を図るものとする。

3 市は、第1項の取組について、広く市民に協力

を呼び掛けるものとする。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○多可町一日ひと褒め条例

平成 30 年 12 月 26 日条例第 22 号

情報通信技術の発達により生活は便利になった。特に情報伝達においては、SNS の普及により瞬時にして情報が世界を駆け巡る時代である。

しかしながら、コミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するはずの技術が、匿名のまま他人を批判、傷つけることができる時代にもなった。

人と人が言葉を交わすことは、心と心を通わすことでもある。褒める言葉や感謝の言葉は、人々により一層寛容な心を養い、元気な社会づくりに大きく寄与できる。

よって、敬老の日発祥のまち多可町は、住民、事業所、町が協働して元気で明るく心豊かで「ありがとう」があふれるまちづくりを目指し、ここに一日ひと褒め条例（以下「条例」という。）を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、一日に一度は人を褒めるまたは感謝の気持ちを伝えることにより、互いの心を尊重し、明るく前向きな活力ある社会を築くことを目的とする。

（住民等の役割）

第 2 条 住民、町内事業所に勤務する者及び町内の学校に通う児童生徒（以下「住民等」という。）は、他の人の良い言動や成果を見つけ出し、感謝の気持ちを素直に伝えるとともに、積極的に称賛することに努めるものとする。

（事業所の役割）

第 3 条 事業所は、経営者及び従業員が積極的に互いにコミュニケーションを図り、風通しの良い職場をつくとともに、職場環境の改善につながる言動等に対し、称賛することに努めるものとする。

（町の役割）

第 4 条 町は、目的を達成するため、褒める言葉、感謝の気持ちを伝える住民等及び事業所の取り組みを支援するとともに、意識の啓発に努めるものとする。
一部改正〔令和 3 年条例 16 号〕

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 24 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例

スマートフォン、パソコン、タブレット等は便利な機器であり、今や生活に欠かせない必需品です。一方で、ゲーム、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、動画の視聴や配信等の過度な使用により、睡眠時間の減少による生活リズムの乱れ等、健康面や社会生活で影響を及ぼすほか、家族間の対話時間が短くなる等、親子関係や家庭環境にも影響を与えるなど、特に心身が成長期にある子どもにとっては、乳幼児期も含め健全な育成を阻害してしまうおそれがあります。ここに、スマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面、精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、スマートフォン等の適正使用を推進するため、市、保護者及び学校等の役割を明らかにするとともに、スマートフォン等の適正使用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長と、市民全体が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン等 インターネットやアプリ等の機能を利用して情報を閲覧（視聴を含む）、ゲーム及び SNS をすることができるスマートフォン、タブレット、ゲーム機器、パソコン等の機器をいう。
- (2) スマートフォン等の過剰使用 健康又は日常生活若しくは社会生活に支障が生じるほど、一般的な日常生活で最低限必要となる機能以外の過剰な使用によりスマートフォン等にのめりこんでいる状態をいう。
- (3) 子ども 市内に在住又は在学する 18 歳未満の者をいう。
- (4) 保護者 子どもに対して親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち 18 歳未満が通学するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う施設、同法同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- (6) 専門職等 医療、保健、福祉、保育、教育その他スマートフォン等の適正使用の推進に関連する業務に従事する者をいう。
- (7) 余暇時間 次のいずれにも該当しない時間で

あって、市民一人ひとりが自由に使える時間をいう。

ア 食事、睡眠等の生命維持に必要な活動時間

イ 仕事、家事等の生活の維持に必要な活動時間

ウ 学校での活動時間及び学業等自己の成長に必要な活動時間

(基本理念)

第3条 スマートフォン等の適正使用の推進対策は、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1) スマートフォン等の適正使用の推進を実施するとともに、スマートフォン等の過剰使用をしている者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

(2) スマートフォン等の適正使用の推進においては、市、保護者、学校等及び専門職等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。

(スマートフォン等の適正使用の推進に向けた基本目標)

第4条 余暇時間における電話や生活に必要な機能の使用以外でのスマートフォン等の使用（以下「余暇時間におけるスマートフォン等の使用」という。）について、1日当たり2時間以内を目安とするよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。

2 子どもにとって、十分な睡眠時間の確保は、心身の成長に不可欠であることに鑑み、余暇時間におけるスマートフォン等の使用について、小学生以下は午後9時、中学生以上は午後10時を目安とし、以降の時間帯の使用を控えるよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。

3 余暇時間におけるスマートフォン等の使用については、子どもだけでなく、保護者も含めた各自の目安となる使用時間や時間帯等、家庭でのルールを決めるよう、市、学校等及び専門職等が連携して促す。

(市の役割)

第5条 市は、市民に対しスマートフォン等の適正使用に関して広く啓発を行うとともに、スマートフォン等の過剰使用を未然に防ぐことができるよう、必要な情報を収集し、その対策等に関する正しい知識の普及啓発を行う。

2 市は、スマートフォン等の過剰使用をしている者及びその家族に対する相談支援等を推進するために、専門職等による相談及び支援の体制を整備するものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもをスマートフォン等の過剰使用から守る第一義的責任を有することを自覚し、家族全体でその適正使用への理解を深めるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どものスマートフォン等の使用を適切に管理するよう努めるものとする。

3 保護者は、第4条の基本目標を達成するため、自らスマートフォン等の使用について、家庭においてルール作りを行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、スマートフォン等の適正使用についての各家庭におけるルール作りの必要性に対する理解が深まるよう、子どもへの指導及び保護者への啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、スマートフォン等の適正使用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、スマートフォン等の適正使用の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。